

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件
- 耕地整理組合の臨時代表者として指定した件
- 保安林の指定施業要件を変更する

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 予定である旨通知があった件二件          | 二 |
| ○県道の路線を変更する件             | 三 |
| ○道路の区域を決定する件             | 三 |
| ○道路の区域を変更する件五件           | 三 |
| ○道路の供用を開始する件             | 三 |
| ○都市計画事業を認可した件            | 三 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件    | 三 |
| 公 告                      | 三 |
| ○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 | 三 |
| ○県営土地改良事業の工事が完了した件       | 三 |
| ○都市計画を変更する件              | 三 |

## 告 示

### 福島県告示第八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年二月二十五日から同年六月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百三十番ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名

称及び住所並びに代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社デンコードー

代表者の氏名 代表取締役 井上 元延

住所 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七番十号

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年十月五日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百七十九平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 百十八台

2 駐輪場の位置及び収容台数

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 収容台数 三十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 百三十九平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十八立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前十時

(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 二か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十三年二月四日

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。〕

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十三年二月二十五日から同年六月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

万代書店郡山店 福島県郡山市安積町荒井字大久保七番七ほか

二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前十時  
閉店時刻 午後八時

(変更後) 二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時四十五分から午後八時十五分  
(変更後) 二十四時間

三 変更しようとする年月日

平成二十三年二月二十八日

四 届出年月日

平成二十三年二月十日

五 届出をした者

東邦精麦株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月二十五日から同年三月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヴィアフレスコ 福島県南相馬市原町区北原字本屋敷百八十六ほか  
二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第九十号

土地改良法施行法(昭和二十四年法律第九十六号)第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法(明治四十二年法律第三十号)第七十三条第四項の規定により、相馬郡福浦村行津耕地整理組合の臨時代理者として平成二十三年二月十七日次の者を指定した。  
平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

臨時代理者の氏名及び住所

佐々木茂夫 福島県双葉郡浪江町大字藤橋字下亀下六十五番地

(農村計画課)

福島県告示第九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字那倉字岩下八八、八九、大字植田字南沢二二八、大字台宿字中稲沢二九の一、五七、五八、二二三の二、二二四の一、二二六から二二八まで、二二二、三六六の一五、三七六

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡塙町大字那倉字鳩ノ宮一〇〇〇の一、一〇〇〇の二、一〇〇一の一、一〇〇二の一、一〇〇三、一〇〇四の一、一〇〇四の二、一〇〇五の一、一〇〇五の二、一〇〇六、一〇〇七、一〇〇九の一、一〇〇九の二、一一〇、一一〇の一、一一〇の二、一一二、一一三、一一五、一一六、一一八、一一九の二、一二二の一、一二二、一二三、一二四、一二六、一四〇、一四三、一四五、一四六、大字湯崎字羽原谷地一四一、大字台宿字大久保二九の一、二九の二、三一、三三、三四の一、三四の二、三五の一、大字竹之内字竹之内九九の二、一〇一の一、一一一の一、一一六の二、一二四の一、一三二、一四三、一四六の一から一四六の三まで、一四六の五、一四六の六、一四八の四から一四八の六まで、一四八の八、一四八の一一、一四八の二三、一四八の二四、一四九の二、一五〇、一五一、一五六の一、一五六の二、一五六の五、一五六の七、一五六の一〇、一五六の一四、一五六の一五、一五六の二七、一五六の二九、一五六の三五から一五六の三七まで、一五七、一五九の一、一六〇の二、一六〇の三、一六一の一、一六二の二、一六六、一七三から一七七まで、一七八の一、一七九、一八二、一八六から一八九まで、一九一から二〇四まで、二〇七、二一〇、二二二の一、二二四の一、二二五の一、二二六の一、二一七、二二〇、二二二、二二四、二二五、二二七から二三三まで、二三三、二四四、二四八から二五一まで、大字塙字城山一、二、五、八、九、二〇、四七、四七の二、五三の二、五四、五六、六三、六九、七一、七一の二、七七、八一、八三から八六まで、八八、九二、九六、一〇一の二から一〇一の三まで、一〇三、一一八、字上町八五の一、八五の三、八五の六、大字上渋井字寄居一、二、三の一、字館山五の四四、五の五一、五の五二、五の五五から五の五八まで、字下ノ平一九一、一九五、一九七保安林として指定された目的

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字湯崎字羽原谷地一四一、大字竹之内字竹之内九九の二、一〇一の一、一一一の一、一一六の二、一二四の一、一三二、一四三、一四六の一から一四六の三まで、一四六の五、一四六の六、一四八の四から一四八の六まで、一四八の八、一四八の一一、一四八の二三、一四八の二四、一四九の二、一五〇、一五一、一五六の一、一五六の二、一五六の五、一五六の七、一五六の一〇、一五六の一四、一五六の一五、一五六の二七、一五六の二九、一五六の三五から一五六の三七ま

で、一五七、一五九の一、一六〇の二、一六〇の三、一六一の一、一六二の二、一六六、一七三から一七七まで、一七八の一、一七九、一八二、一八六から一八九まで、一九一から二〇四まで、二〇七、二二〇、二二二の一、二二四の一、二二五の一、二二六の一、二二七、二三〇、二三一、二三四、二三五、二二七から二三二まで、二三三、二四四、二四八から二五一まで、大字塙字城山一、二、五、八、九、二〇、四七、四七の二、五三の二、五四、五六、六三、六九、七一、七二の二、七七、八一、八三から八六まで、八八、九二、九六、一〇一の二から一〇一の三まで、一〇三、一一一、一八、字上町八五の一、八五の三、八五の六、大字上渋井字寄居一、二、三の一、字館山五の四四、五の五一、五の五二、五の五五から五の五八まで、字下ノ平一九一、一九五、一九七

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(治山対策課)

福島県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 整理番号 | 旧新別 | 路線名      | 起点          | 終点          | 重要な経過地 |
|------|-----|----------|-------------|-------------|--------|
| 三四六  | 旧   | 県道舟ヶ鼻下郷線 | 大沼郡昭和村舟ヶ鼻   | 南会津郡下郷町     |        |
|      | 新   | 県道戸赤栄富線  | 南会津郡下郷町大字戸赤 | 南会津郡下郷町大字栄富 |        |

福島県告示第九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように決定する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名         | 区 間   | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------|---|-----------------|---------------|
| 県道戸赤<br>栄富線 | 南会津郡下郷町大字戸赤字土羅入<br>一一〇四番一三地从先から<br>同 郡同 町大字栄富字宮ノ下<br>二六二番地先まで | 四・四〇<br>六三・〇    | 一〇、五〇二・七      |

(道路計画課)

福島県告示第九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名                | 区 間  | 変更前<br>変更後の別          | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------------|--|-----------------------|-----------------|---------------|
| 県道保原<br>伊達崎桑<br>折線 | 伊達市保原町字豊田一<br>三番一地从先から<br>同 市保原町字豊田四<br>〇番一地从先まで | 変更前<br>一一・〇〇<br>一一・〇〇 | 一一・〇〇<br>一一・〇〇  | 五九・三<br>五七・〇  |

(道路計画課)

福島県告示第九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名         | 区 間   | 変更前<br>変更後の別                                       | 敷地の幅員<br>(メートル)                      | 延 長<br>(メートル)      |
|-------------|---|--|--------------------------------------|--------------------|
| 県道矢吹<br>小野線 | 石川郡石川町大字母畑<br>字牛沼二番地先から<br>同 郡平田村大字西山<br>字煙石六一四番一地从先<br>まで<br>石川郡平田村大字西山<br>字煙石六一四番一地从先<br>から<br>同 郡同 村大字下蓬<br>田字武名坂三三番地先<br>まで<br>石川郡石川町大字母畑<br>字牛沼二番地先から<br>同 郡平田村大字西山<br>字煙石六一四番一地从先<br>まで | 変更前<br>H 一〇・五〇<br>二七五・〇<br>変更後<br>H 一〇・五〇<br>二七五・〇 | H 一〇・五〇<br>二七五・〇<br>I 一〇・五〇<br>一九四・〇 | 三、九九四・〇<br>四、七九一・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路

計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名          | 区 間  | 変更前<br>変更後の別     | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--------------|--|------------------|-----------------|---------------|
| 一般国道<br>四〇〇号 | 南会津郡南会津町高野<br>字高山三三七番地先<br>から<br>大沼郡昭和村大字大芦<br>字白森山四八九六番地<br>先まで<br>南会津郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一〇二四番<br>イ地先から<br>大沼郡昭和村大字大芦<br>字白森山四八九六番地<br>先まで | 変更前<br>変更後の別     | A 五・五〇<br>五二・〇  | 七、二二六・〇       |
|              | 南会津郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一〇二四番<br>イ地先から  | B 一七・八〇<br>一一二・〇 | 一、七〇〇・〇         |               |
|              | 南会津郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一二〇四番<br>一三番地先まで  | C 一二・〇〇<br>七五・〇  | 二、五一〇・〇         |               |
|              | 同 郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一二〇四番<br>一三番地先から   | D 七・六〇<br>五二・〇   | 二、七二五・〇         |               |
|              | 同 郡同 町大字戸<br>赤字土羅入一〇二四番<br>イ地先まで   | B 一七・八〇<br>一一二・〇 | 一、七〇〇・〇         |               |
|              | 南会津郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一〇二四番<br>イ地先から  | 変更後              |                 |               |

|  |                 |         |
|--|-----------------|---------|
| 南会津郡南会津町高野<br>字大岩向山二八一七番<br>七地先から<br>同 郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一二〇四番<br>一三番地先まで<br>南会津郡下郷町大字戸<br>赤字土羅入一二〇四番<br>一三番地先から<br>同 郡同 町大字戸<br>赤字土羅入一〇二四番<br>イ地先まで | C 一二・〇〇<br>七五・〇 | 二、五一〇・〇 |
|  | D 七・六〇<br>五二・〇  | 二、七二五・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名               | 区 間  | 変更前<br>変更後の別    | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|--|-----------------|-----------------|---------------|
| 県道下郷<br>会津本郷<br>線 | 南会津郡下郷町大字栄<br>富字松山己八一七番一<br>地先から<br>同 郡同 町大字中<br>山字南原三番一地先ま<br>で | 変更前<br>変更後      | A 六・〇〇<br>二二六・〇 | 七九〇・〇         |
|                   |  | A 六・〇〇<br>二二六・〇 | 七九〇・〇           |               |
|                   |  | B 九・〇〇<br>四五・〇  | 八三一・〇           |               |

(道路計画課)

福島県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県相双建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名         | 区 間  | 変更前<br>変更後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)                  | 延 長<br>(メートル)      |
|-------------|--|--------------|----------------------------------|--------------------|
| 県道小野<br>富岡線 | 双葉郡川内村大字下川<br>内字鍋倉五五一番地先<br>から<br>同 郡同 村大字下川<br>内字五枚沢五五番地先<br>まで | 変更前          | A<br>四・五〇                        | 三、二二一・五            |
|             |  | 変更後          | A<br>四・五〇<br>B<br>一〇・〇〇<br>六三・〇〇 | 三、二二一・五<br>二、七六〇・〇 |

(道路計画課)

福島県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十三年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

| 路線名     | 供 用 開 始 の 区 間  | 供用開始の期日      |
|---------|--|--------------|
| 県道戸赤栄富線 | 南会津郡下郷町大字戸赤字土羅入二二〇四番一三地先から<br>同 郡同 町大字栄富字宮ノ下二六二番地先まで | 平成二十三年二月二十五日 |

(道路計画課)

福島県告示第百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 猪苗代町
  - 二 都市計画事業の種類及び名称 猪苗代都市計画道路事業 三・四・二号 猪苗代中央線
  - 三 事業施行期間 平成二十三年二月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで
  - 四 事業地 収用の部分 耶麻郡猪苗代町字芦原並びに大字千代田字村ノ内及び字油地 地内
- 使用の部分 なし
- (まちづくり推進課)

福島県告示第百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 施行者の名称 須賀川市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業(須賀川市公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 昭和五十一年十二月十日
- 四 事業施行期間 (変更前) 昭和五十一年十二月十日から平成二十三年三月三十一日まで  
(変更後) 昭和五十一年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

(変更後) 昭和五十一年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十七年福島県告示第百四十一号)の事業地に須賀川市滑川字八方久保、森宿字辰根沢、字向日向及び字安積田並びに和田字愛宕前及び柏崎の各一部の地域の区域を加える。

同事業地のうち須賀川市森宿字北向、字ウツロ田及び字横見根並びに和田道の各一部の区域を全部の区域に改める。

同事業地のうち須賀川市森宿字狐石、字ヒジリ田、字白石坂及び字茶畑、滑川字東町、和田字立石及び字作の内、東作、朝日田並びに花岡の各一部の区域を変更する。

使用の部分 変更なし。

(下水道課)

公 告

公告第三十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月十六日

二 名称

特定非営利活動法人わくわく奥会津・COM

三 代表者の氏名

五十嵐 政人

四 主たる事務所の所在地

福島県大沼郡三島町大字大谷字中際千九百二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の存続さえ危ぶまれる住民自身に対し、持続可能な地域づくりに主体的に取り組む、「住み続けたい」という叫びに確実に応えるために、地場産業や集落の担い手である若者をできるだけ多く定着させることに関する事業を行い、それを達成する手段として農林業、ものづくりなどの地場産業を業として成り立たせる算段を考え実行すると共に、それらを資源とした観光による交流の活性化も図りながら地場産業の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

### 公告第三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、木伏地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十二年十二月二十二日完了したので公告する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村計画課)

### 公告第四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、県南都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 新たに都市計画に含まれる土地の区域

白河市のうち結城及び中田の各一部の区域

二 都市計画から除外される土地の区域

白河市のうち結城及び中田の各一部の区域

三 新たに都市計画に車線数を定める道路名

三・四・一〇三号 西郷掬目線

四 縦覧場所

福島県県南建設事務所企画管理部企画調査課、白河市建設部都市計画課及び西郷村建設課

五 縦覧期間

平成二十三年二月二十五日から同年三月十一日まで

六 意見書の提出

意見書の提出  
県南都市計画道路を変更する案について、白河市及び西郷村の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定により、住所、氏名及び意見を記した意見書を四に掲げる機関を経由して、五に掲げる縦覧期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)